

## 【委員会記録】

中山副委員長

休憩前に引き続き、委員会を開きます。(15時28分)

これより、企画総務部・監察局関係の調査を行います。

この際、企画総務部・監察局関係の2月定例会提出予定議案等について、理事者側から説明を願うとともに、報告事項があるので、これを受けることにいたします。

### 【提出予定議案等】(資料①②③④⑤⑥)

- 議案第1号 平成24年度徳島県一般会計予算
- 議案第2号 平成24年度徳島県用度事業特別会計予算
- 議案第8号 平成24年度徳島県徳島ビル管理事業特別会計予算
- 議案第18号 平成24年度徳島県証紙収入特別会計予算
- 議案第19号 平成24年度徳島県公債管理特別会計予算
- 議案第20号 平成24年度徳島県給与集中管理特別会計予算
- 議案第28号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 議案第29号 徳島県予算の執行に関する知事の調査等の対象となる法人を定める条例の制定について
- 議案第30号 徳島県の事務処理の特例に関する条例の一部改正について
- 議案第31号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について
- 議案第32号 徳島県税条例の一部改正について
- 議案第67号 包括外部監査契約について
- 議案第68号 全国自治宝くじ事務競技会への熊本市の加入及びこれに伴う全国自治宝くじ事務協議会規約の一部変更に関する協議について
- 議案第69号 西日本宝くじ事務競技会への熊本市の加入及びこれに伴う西日本宝くじ事務協議会規約の一部変更に関する協議について
- 議案第71号 平成23年度徳島県一般会計補正予算(第5号)
- 報告第3号 損害賠償(交通事故)の額の決定及び和解に係る専決処分報告について

### 【報告事項】

- 国の出先機関改革における四国知事会としての今後の対応について(資料⑦)
- 「いけるよ!徳島・行動計画」(平成24年度版)改善見直し(案)について(資料⑧)
- 平成24年度新規事業の採択結果について(資料⑨)

川長企画総務部長

2月県議会定例会に提案を予定しております案件につきまして、お手元に御配付の平成24年2月徳島県議会定例会提出予定議案により御説明いたします。

今回提出いたします案件は、議案72件及び報告4件であります。

その内訳は、予算案が第1号から第25号まで及び第71号の26件、条例案が第26号から第59号までの34件、負担金議案が第60号から第62号までの3件、その他の議案が第63号から第70号まで及び第72号の9件、報告につきましては第1号から第4号までの4件となっております。

なお、現時点における追加提出予定案件といたしましては、現在作業中ではありますが、平成23年度2月補正予算案を2月29日予定の代表質問の日に、監査委員及び収用委員会委員に係る人事案件について、閉会日に提案させていただきたいと考えております。

また、関西広域連合に大阪市と堺市が加入する場合の同連合規約の変更に伴う議案について、現在、調整中であります。

それでは、まず、予算案につきまして御説明申し上げます。

まず、お手元に別途、お配りしております平成24年度当初予算案の概要をごらんください。

1ページに記載のとおり、平成24年度の一般会計予算の総額は、Aの4,561億3,300万円で、前年度の肉づけ後の6月現計予算Bより約2億5,000万円増の0.1%の伸びを確保し、平成22年度から3年連続となる増額予算となっております。これは、三連動地震への備えを初めとした自然災害に対する防災・減災対策を加速するため、重点配分を行ったこと等によるものであります

2ページをお開きください。

歳入の款別内訳につきまして、主なものを御説明申し上げます。

01の県税につきましては、税制改正による個人県民税の増などにより、前年度比、以下すべて6月現計予算比となりますが、3.1%増の665億円を計上しております。

04の地方特例交付金につきましては、児童手当及び子ども手当特例交付金の皆減などにより、前年度比86.8%減の1億2,600万円を計上しております。

10の財産収入につきましては、遊休不動産の売り払いが減となることなどにより、前年度比17.3%減の10億941万3,000円を計上しております。

15の県債につきましては、臨時財政対策債の発行が減となることなどにより、前年度比で4.7%減の645億600万円を計上しております。

次に、3ページをごらんください。

目的別歳出であります。

その主なものを御説明申し上げます。

02の総務費につきましては、知事及び県議会議員選挙に伴う選挙費の減などにより、前年度比で6.1%減の214億7,652万3,000円を計上しております。

04の衛生費につきましては、地域医療再生基金事業や自然エネルギー導入促進事業の増などにより、前年度比で8.7%増の213億3,893万2,000円を計上しております。

05の労働費につきましては、緊急雇用創出臨時特別対策費の減などにより、前年度比で59.2%減の61

億 2,599 万 1,000 円を計上しております。

06 の農林水産業費につきましては、農林水産総合技術支援センター整備運営事業や公共事業の増などにより、前年度比で 7.9%増の 300 億 3,403 万 7,000 円を計上しております。

08 の土木費につきましても、公共事業の増などにより、前年度比で 3.4%増の 391 億 7,379 万 6,000 円を計上しております。

10 の教育費につきましては、盲学校・聾学校整備事業や県立学校避難所施設強化・充実事業の増などにより、前年度比で 1.2%増の 847 億 907 万 7,000 円を計上しております。

続きましてに、4ページをお開きください。

性質別歳出であります。

扶助費につきましては、後期高齢者医療費支給事業や生活保護費の増などにより、前年度比で 4.6%の増となっております。

また、投資的経費につきましては、三連動地震などの災害に備えた防災・減災対策や国の公共事業の増などにより、前年度比で 5.7%の増となっております。

資料5ページには、特別会計の状況につきまして記載しております。

次に、お手元にお配りいたしております平成 23 年度2月補正予算案の概要をごらんください。

1ページに記載のとおり、今回の補正予算案は、昨年 12 月に公表しました徳島県沿岸における津波高暫定値を踏まえ、当初予算からの前倒しにより、緊急地震津波対策等を実施するとともに、国の第4次補正予算にも迅速に呼応することとして編成したものであります。

補正予算の規模といたしましては、41 億 8,404 万 5,000 円となっております。

2ページをお開きください。

今回の補正に係る歳入であります、(1)に記載のとおり、07 の分担金及び負担金及び 09 の国庫支出金並びに 13 の繰越金から 15 の県債までにおきまして、補正額を計上いたしております。

また、歳出につきましては、(2)に記載のとおり、02 の総務費から 04 の衛生費及び 06 の農林水産業費並びに 08 の土木費から 10 の教育費までにおきまして、補正額を計上いたしております。

歳出の性質別の内訳につきましては、3ページに記載のとおりであります。

なお、今回の補正予算案につきましては、迅速かつ円滑な事業実施を図る観点から、開会日における先議をお願いしたいと考えておりますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

恐れ入りますが、もう一度、提出予定議案をごらんください。

予算以外の案件につきまして、御説明申し上げます。

第 26 号の徳島県危機管理関係手数料条例の一部改正につきましては、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴い、浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置許可申請に対する審査手数料の額を改めるものであります。

第 27 号の徳島県食の安全安心推進条例の一部改正につきましては、食品の原産地の偽装表示を防止し、県民が安心して営むことができる食生活の確保に資するため、食品関連事業者の責務を明確化するとともに、科学的な手法による試験等を行うものであります。

第 28 号の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正につきましては、社会経済情勢及び職員の職務内容の変化の状況にかんがみ、特殊勤務手当について、再編等を行うものであります。

第 29 号の徳島県予算の執行に関する知事の調査等の対象となる法人を定める条例の制定につきましては、地方自治法施行令が改正され、予算の執行に関する知事の調査等の対象となる法人を条例で追加することができることとされたことにかんがみ、当該法人を定めるものであります。

第 30 号の徳島県の事務処理の特例に関する条例の一部改正につきましては、地方自治法の規定による市町村の長との協議に基づき、知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することとするなど、所要の改正を行うものであります。

第 31 号の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正につきましては、障害者自立支援法が改正されたことに伴い、所要の整理を行うものであります。

第 32 号の徳島県税条例の一部改正につきましては、地方税法が改正され、自動車に係る環境への負荷の程度に応じた自動車税の税率の特例措置が延長されること等に伴い所要の整備を行うものであります。

第 33 号の徳島県浄化槽保守点検業者登録条例の一部改正につきましては、民法が改正され、未成年後見人に法人を選任することができるようになったこと等にかんがみ、未成年者に係る浄化槽保守点検業の登録の拒否要件について、所要の整備を行うものであります。

第 34 号の徳島県保健福祉関係手数料条例の一部改正につきましては、介護保険法が改正され、介護サービス情報の公表制度が見直されたことにかんがみ、介護サービス情報の調査及び公表に係る手数料を廃止するものであります。

第 35 号の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例の一部改正につきましては、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律が改正されたことに伴い、認定こども園の認定要件を条例で定めるものであります。

第 36 号の徳島県安心こども基金条例の一部改正につきましても、同法の改正に伴い、所要の整理を行うものであります。

第 37 号の徳島県障害児通所給付費等不服審査会設置条例の制定につきましては、児童福祉法が改正されたことにかんがみ、徳島県障害児通所給付費等不服審査会を設置するものであります。

第 38 号の徳島県児童福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正につきましては、徳島県立あさひ学園を社会福祉法人徳島県社会福祉事業団に譲与することに伴い、当該施設を廃止するとともに、障害者自立支援法及び児童福祉法が改正されたことに伴い、所要の整備を行うものであります。

第 39 号の徳島県地方障害者施策推進協議会条例の一部改正につきましては、障害者基本法が改正され、地方障害者施策推進協議会が改組されたことに伴い、所要の整備を行うものであります。

第 40 号の徳島県障害者介護給付費等不服審査会設置条例の一部改正につきましては、障害者自立支援法が改正されたことに伴い、徳島県障害者介護給付費等不服審査会に審査を求める事件について所要の整備を行うものであります。

第 41 号の徳島県障害者自立支援対策臨時特例基金条例の一部改正につきましては、障害者自立支援法に基づく制度の円滑な運用並びに福祉及び介護に係る人材の確保を図るために実施する事業を引き続き計画的に推進するため、徳島県障害者自立支援対策臨時特例基金の設置期間を延長するものでありま

す。

第 42 号の徳島県妊婦健康診査支援基金条例の一部改正につきましては、妊婦健康診査事業を引き続き計画的に推進するため、徳島県妊婦健康診査支援基金の設置期間を延長するものであります。

第 43 号の徳島県介護保険財政安定化基金条例の一部改正につきましては、介護保険法が改正されたことに伴い、徳島県介護保険財政安定化基金について、平成 24 年度に限り、保険料率の増加抑制を図るために処分することができることとするものであります。

第 44 号の徳島県商工労働関係手数料条例の一部改正につきましては、通訳案内士法に基づく通訳案内士の登録に係る事務を関西広域連合が処理することとされたことに伴い、通訳案内士の登録の申請に対する審査等に係る手数料を廃止するものであります。

第 45 号の徳島県職業能力開発校の設置及び管理に関する条例の一部改正につきましては、徳島県職業能力開発校の充実強化を図るため、徳島県立徳島テクノスクール及び鳴門テクノスクールを徳島県立中央テクノスクールに統合するとともに、徳島県立中央テクノスクールの多目的ホール及び在職者訓練棟を事業者等の利用に供するため、当該施設の利用手続及び使用料を定めるものであります。

第 46 号の徳島県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部改正につきましては、失業者の一時的な雇用及び就業の機会の創出を図るための事業等を引き続き計画的に推進するため、徳島県緊急雇用創出事業臨時特例基金の設置期間を延長するものであります。

第 47 号の徳島県農林水産関係手数料条例の一部改正につきましては、動物用医薬品配置販売業者又はその配置員に対する配置従事者の身分証明書の交付等に係る手数料を定めるものであります。

第 48 号の徳島県森林整備加速化・林業飛躍基金条例の一部改正につきましては、間伐等の森林整備の加速化及び間伐材等の森林資源を活用した林業飛躍を図るために実施する事業を引き続き計画的に推進するため、徳島県森林整備加速化・林業飛躍基金の設置期間を延長するものであります。

第 49 号の徳島県駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正につきましては、徳島県富田浜第一駐車場及び幸町駐車場の利用に係る県民の利便性向上に資するため、当該施設の取り扱い時間を 24 時間に延長することに伴い、所要の整備を行うものであります。

第 50 号の徳島県屋外広告物条例の一部改正につきましては、先ほどの第 33 号と同様に、民法の改正に伴い、未成年者に係る屋外広告業の登録の拒否要件等について、所要の整備を行うものであります。

第 51 号の徳島県流域下水道設置条例の一部改正につきましては、流域下水道の設置目的を効果的に達成するため、その管理を指定管理者に行わせるものであります。

第 52 号の徳島県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正につきましては、公営住宅法が改正されたこと等に伴い、県営住宅の入居者の資格について、所要の改正を行うものであります。

第 53 号の指定水防管理団体の水防団員定員基準条例の一部改正につきましては、水防法が改正されたことに伴い、所要の整理を行うものであります。

第 54 号の徳島県港湾施設管理条例の一部改正につきましては、徳島小松島港万代地区及び中洲地区に小型船舶用泊地を新設することに伴い、その使用料の額を定めるものであります。

第 55 号の徳島県高等学校修学等支援基金条例の一部改正につきましては、経済的理由により修学が困難な高等学校等の生徒等の教育の機会の確保に資する事業を引き続き計画的に推進するため、徳島県高

等学校修学等支援基金の設置期間を延長するものであります。

第 56 号の徳島県文化の森総合公園文化施設条例の一部改正につきましては、図書館法及び博物館法が改正されたことに伴い、徳島県立図書館協議会、同博物館協議会等の委員の任命基準について、条例で定めるものであります。

第 57 号の徳島県地方警察職員定員条例の一部改正につきましては、警察法施行令が改正され、地方警察職員たる警察官の都道府県警察ごとの定員の基準が改められることに伴い、本県警察官の定員を改めるものであります。

第 58 号の徳島県警察関係手数料条例の一部改正につきましては、道路交通法施行令が改正されたことに伴い、運転免許試験等の手数料の額について、所要の改正を行うとともに、道路交通法施行規則が改正されたことにかんがみ、運転経歴証明書の再交付に係る手数料の額を定めるものであります。

第 59 号の徳島県病院事業の設置等に関する条例の一部改正につきましては、徳島県立中央病院の改築に伴い、当該病院の診療科目及び病床数の変更等を行うとともに、他の医療機関との均衡を考慮し、使用料及び手数料について、所要の改正を行うものであります。

第 60 号から第 62 号までの平成 23 年度の県営事業に対する受益市町村負担金の追加につきましては、11 月補正や 2 月補正に伴い、地方財政法第 27 条第 2 項の規定に基づき、議決をお願いするものであります。

第 63 号の川内大代線緊急地方道路整備工事加賀須野橋左岸下部工の請負契約につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議決をお願いするものであり、契約金額は 6 億 9,846 万円、契約の相手方は、セノオ・荒川建設・建設工事共同企業体となっております。

第 64 号の徳島県立農林水産総合技術支援センター整備運営事業の特定事業契約の変更特定事業契約ににつきましては、埋蔵文化財発掘調査期間の延長に伴う建設工事期間の延長及び維持管理期間の短縮などから、施設整備に関する対価及び維持管理運営に関する対価について、それぞれ変更を行うものであります。

第 65 号の財産の譲与につきましては、先ほどの第 38 号とも関連し、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定により議決をお願いするものであり、譲与する建物等は、徳島県立あさひ学園、譲与の相手方は、社会福祉法人徳島県社会福祉事業団となっております。

第 66 号の権利の放棄につきましては、地方自治法第 96 条第 1 項第 10 号の規定により徳島県営住宅の家賃に係る債権について、議決をお願いするものであります。

第 67 号の包括外部監査契約につきましては、地方自治法第 252 条の 36 第 1 項の規定により平成 24 年度の包括外部監査を弁護士の島尾大次氏に委託する契約について、議決をお願いするものであります。

第 68 号の全国自治宝くじ事務協議会への熊本市の加入及びこれに伴う全国自治宝くじ事務協議会規約の一部変更に関する協議と第 69 号西日本宝くじ事務協議会への熊本市の加入及びこれに伴う西日本宝くじ事務協議会規約の一部変更に関する協議につきましては、熊本市を全国自治宝くじ事務協議会及び西日本宝くじ事務協議会に加えるとともに、両協議会の規約の一部を変更するに当

たり、地方自治法第 252 条の6の規定により議会の議決をお願いするものであります。

第 70 号の河川法第4条第1項の一級河川の指定等に係る意見につきましては、河川法第4条第1項の一級河川の指定及び変更をすることについて、国土交通大臣から意見を求められたため、意見を述べることにつきまして、河川法第4条第4項の規定により、議決をお願いするものであります。

第 71 号の平成 23 年度徳島県一般会計補正予算(第5号)につきましては、先ほど御説明いたしました平成 23 年度2月補正予算案でございます。

第 72 号の県営電気事業の売電料金等につきましては、県営電気事業の売電料金等について、徳島県議会の議決すべき事件を定める条例の規定により、議決をお願いするものであります。

なお、本第 72 号は、電気事業法第 22 条の規定により、3月 11 日までに経済産業大臣への届け出が必要であるため、先ほどの第 71 号と同様に、開会日における先議をお願いしたいと考えております。

続きまして、報告案件であります。

報告第1号の訴えの提起に係る専決処分の報告につきましては、徳島県営住宅の明け渡し等請求に関する訴えの提起について、地方自治法第 180 条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものであり、件数は3件で、合計額は 233 万 8,500 円となっております。

報告第2号の港湾施設事故に関する民法上の和解に係る専決処分の報告につきましては、1件で、本件事故による相手方からの損害賠償支払額は 1,144 万 2,084 円となっております。

報告第3号の損害賠償(交通事故)の額の決定及び和解に係る専決処分の報告につきましては、7件で、合計金額は 150 万 5,628 円となっております。

報告第4号の損害賠償(道路事故)の額の決定及び和解に係る専決処分の報告につきましては、9件で、115 万 9,000 円となっております。

提出予定議案の全体状況につきましては、以上でございます。

次に、企画総務部・監察局・出納局関係の提出予定案件につきまして、その概要を御説明申し上げます。お手元に総務委員会説明資料と説明資料その2をお配りさせていただいておりますが、まず、総務委員会説明資料をごらんください。

説明資料1ページをお開きください。

平成 24 年度の企画総務部等主要施策の概要につきまして御説明いたします。

第1点目は「県民“まなび拠点”」における生涯学習の推進についてでございます。

県立総合大学校(まなび一徳島)において、県民ニーズをとらえた講座の充実など、県内の生涯学習環境を総合的に支援してまいります。

第2点目は地域で先導する分権型社会への取り組みについてでございます。

地方分権型社会の実現に向け、積極的に国へ政策提言を行うとともに、全国知事会や関西広域連合等の一員として、広域課題の解決に向けた取り組みを進めてまいります。

また、「いけるよ徳島・行動計画」の着実な推進に努めてまいります。

第3点目は県民との対話型広報広聴事業の推進についてでございます。

広報活動や県民に必要な情報を提供するなど、県民とともに県行政を進めるための広報広聴事業の充実に努めてまいります。

第4点目は情報公開制度及び個人情報保護制度の推進についてでございます。

情報公開の総合的な推進に努めるとともに、個人情報の適正な取扱いを確保する個人情報保護制度の適正な運営に努めてまいります。

第5点目は行財政改革と適正な人事管理の推進についてでございます。

本県行財政を取り巻く厳しい現状を踏まえ、とくしま未来創造プランの着実な推進を図り、徹底した行財政改革に取り組むとともに、職員資質の向上など、適正な人事管理に努めてまいります。

第6点目は職員のメンタルヘルス対策の推進についてでございます。

職員の心身の健康を保持増進し、職場不適応状態を生じさせないため、職員に対してさまざまな研修事業等を実施し、メンタルヘルス対策の推進に努めてまいります。

2ページをお開きください。

第7点目は財政の健全性の確保についてでございます。

平成24年度の財政運営は、依然として厳しい状況にある経済情勢を踏まえ、安全・安心対策や経済・雇用対策、宝の島とくしまの実現等、喫緊の課題にしっかりと取り組んでまいります。また、昨年7月に新たに策定しました財政構造改革基本方針に基づき、歳入・歳出両面にわたる改革の取り組みを実施してまいります。

第8点目は県有財産の活用及び庁舎の耐震化の推進・防災機能の強化についてでございます。

遊休未利用財産を売却するなど、県有財産の有効活用を図るとともに、南海地震等に備え、三好庁舎の耐震化や本庁庁舎等に浸水対策を実施し、防災機能の強化を図ってまいります。

第9点目は県税収入の確保についてでございます。

課税客体の適確な捕捉や早期課税、厳正な滞納整理等に努めるとともに、個人県民税について、市町村への徴収支援策として、県の税務職員の市町村派遣等を行い、収入未済額の縮減に努めてまいります。

第10点目は行政情報化の推進についてでございます。

ICTを活用し、行政の効率化と県民サービスの向上を図るため、庁内の情報ネットワーク等の安定運用に努めるとともに、業務・システムの最適化への取り組みを推進し、次世代e-県庁の実現に努めてまいります。

第11点目は職員の職務執行の適正確保及び新たな事業評価システムの推進についてでございます。

職員の職務執行の適正を確保するため、公益通報制度に基づく調査や、各種監察を実施するとともに、不当要求対策等に取り組んでまいります。

また、県政運営評価戦略会議を開催し、「いけるよ！徳島・行動計画」等の評価を実施する等、新たな事業評価システムの推進に努めてまいります。

第12点目は適切な公金管理及び財務会計システムの最適化の推進についてでございます。歳計現金の効率的な運用を図るとともに、全庁的な公金の適正かつ有利な管理、運用に努めてまいります。また、財務会計システムの機能強化や財務会計事務の質的向上に努めてまいります。

次に3ページをごらんください。

平成24年度一般会計当初予算案につきましては、総額が1,237億9,596万7,000円で、

前年度当初予算と比較し 2.4%の増となっております。

4ページをごらんください。

平成 24 年度特別会計当初予算案につきましては、総額が 1,314 億 8,323 万 8,000 円で、

前年度当初予算と比較し 3.2%の減となっております。

恐れ入りますが、お配りいたしております資料1、平成 24 年度当初予算歳出予算総括表をごらんいただきたいと存じます。

前年度当初予算は、いわゆる骨格予算として編成し、新規及び重要事業については、その大半を6月補正予算において対応いたしましたので、平成 24 年度当初予算案と前年度6月補正後予算を比較したものでございます。

一般会計におきましては、6月補正後と比較し 1.5%の増となっております。

裏面の2ページをごらんください。

特別会計におきましては、6月補正はありませんでしたので、先ほど申し上げましたとおり 3.2%の減となっております。

次に課別主要事項について、御説明申し上げます。

お手数ですが、もう一度、総務委員会説明資料にお戻りください。

5ページをお開きください。

県立総合大学校統括本部につきましては、生涯学習の推進に要する経費等を計上しております。

なお、6月補正があった費目につきましては、括弧書きで補正後の予算額等を記載しております。

6ページをお開きください。

政策企画総局につきましては、6ページから7ページにかけて記載しておりますが、一般会計で、重要政策課題に係る企画調整に要する経費、各総合県民局が実施する地域振興の推進等に要する経費、広域行政の推進に要する経費等を計上しており、特別会計で、徳島ビル管理事業特別会計について記載のとおり計上しております。

8ページをお開きください。

秘書課につきましては、知事等の秘書業務や渉外事務等に要する経費、広報広聴に必要な経費等を計上しております。

9ページをごらんください。

総務課につきましては、情報公開制度及び個人情報保護制度の推進に要する経費、本県私立学校の振興に資するための経費等を計上しております。

10 ページをお開きください。

法務文書課につきましては、文書管理事務経費、法令審査に要する経費等を計上しております。

11 ページをごらんください。

人事課につきましては、職員の人事管理に要する経費、研修に要する経費等を計上しております。

また、行政経営課につきましては、行財政改革に要する経費等を計上しております。

12 ページをお開きください。

職員厚生課につきましては、職員の退職手当に要する経費及び職員の健康管理、福利施設等の管理に

要する経費等を計上しております。

13 ページをごらんください。

財政課につきましては、13 ページから 14 ページにかけて記載しておりますが、一般会計で各種基金の積立金及び県債の元金償還、利子に要する経費等を計上しており、特別会計で公債管理特別会計と給与集中管理特別会計について、記載のとおり計上しております。

15 ページをごらんください。

管財課につきましては、15 ページから 16 ページに記載しておりますが、一般会計で県有財産管理費、本庁庁舎及び合同庁舎の維持管理に要する経費等を、特別会計で用度事業特別会計を記載のとおり計上しております。

17 ページをごらんください。

税務課につきましては、17 ページから 20 ページに記載しておりますが、一般会計で県税賦課徴収費、地方消費税清算金、市町村に対する各種の交付金等を、特別会計で証紙収入特別会計を記載のとおり計上しております。県税等の収入見込み額につきましては、19 ページに計上しており、この内訳につきましては、次の 20 ページに記載のとおりでございます。

21 ページをごらんください。

情報システム課につきましては、e-県庁推進に要する行政情報化推進費等を計上しております。

22 ページをお開きください。

総務事務管理課におきましては、総務事務の集約処理に要する経費等を計上しております。

23 ページをごらんください。

監察局につきましては、監察・行政評価事務事務に要する経費等を計上しております。

出納局会計課につきましては、一般会計で出納事務に要する経費等を、24 ページには、特別会計で証紙収入特別会計を、工事検査課では、工事検査に要する経費等を、それぞれ記載のとおり計上しております。

25 ページをごらんください。

議会事務局、人事委員会事務局、監査事務局につきましては、それぞれの運営に要する経費等を、記載のとおり計上しております。

26 ページをお開きください。

債務負担行為につきましては、共同発行市場公募地方債を本県を含め 36 の地方公共団体が共同発行することとしておりますが、この発行に当たり、地方財政法に基づき、相互に信用力を補完するため、連帯して債務を負担しようとするものでございます。

また、自動車税納税通知書等作成業務委託契約について、限度額の設定をお願いするものでございます。

27 ページから 28 ページをごらんください。

地方債、一時借入金及び歳出予算の流用につきまして、それぞれ記載のとおりでございます。

その他の議案等につきましては、29 ページから 34 ページに、条例案 5 件、その他議案 3 件を記載しておりますが、内容につきましては、先ほど全体説明の中で申し上げたとおりでございます。

35 ページをごらんください。

専決処分 の 報告 について でございますが、職員の交通事故による損害賠償の額の決定及び和解に係る

専決処分について、記載のとおり5件の報告をさせていただくものでございます。

1件目が、三好市在住の方と賠償金額5万 4,694 円で和解したものでございます。その内容は、平成 23 年8月 16 日に駐車場で県有車両のドアを開けたところ、隣に駐車中の相手方車両に接触したものでございます。

2件目は、板野郡藍住町在住の方と賠償金額8万 2,000 円で和解したものでございます。

その内容は、平成 23 年8月 31 日に方向転換するため後退したところ、駐車中の相手方車両に接触したものでございます。

3件目は、三好市在住の方と賠償金額 20 万 6,620 円で和解したものでございます。その内容は、平成 23 年9月2日に雨の中を走行中、前方で右折しようとしていた相手方車両の発見がおくれ、追突したものでございます。

4件目は、勝浦郡勝浦町在住の方と賠償金額 66 万 1,125 円で和解したものでございます。

その内容は、平成 23 年 10 月5日に、対向してきた大型車両を避けようとして、左側に寄り過ぎたため、左前方に駐車中の相手方車両に追突したものでございます。

5件目は、徳島市所在の法人と賠償金額2万 6,250 円で和解したものでございます。その内容は、平成 23 年 12 月 14 日に法人敷地に入ろうとした県有車両の上部回転灯が、建物の屋根部分に接触したものでございます。

続きまして、説明資料その2をごらんください。

平成 23 年度2月補正予算案でございます。

1ページをお開きください。

一般会計補正予算につきましては、今回の補正額が 2,100 万円であり、補正後の合計は、1,269 億 6,653 万 4,000 円となっております。

2ページをお開きください。

課別主要事項でございますが、管財課につきましては、本庁庁舎等の防災機能強化に要する経費の補正でございます。

3ページをごらんください。

繰越明許費につきましては、管財課所管の本庁庁舎等管理関係事業におきまして、計画に関する諸条件により、年度内完成が見込めなくなったことから、翌年度への繰り越しをお願いするものでございます。今後、事業の早期完了に、鋭意努めてまいり所存でございますので、御理解を賜りたいと存じます。

4ページをお開きください。

地方債についてでございますが、一般会計補正予算に係る地方債の変更をお願いするもので、一番下に記載のとおり、補正前の限度額が 743 億 7,200 万円、補正後の限度額が 748 億 3,700 万円であり、4億 6,500 万円の補正をお願いするものでございます。

以上で、提出予定案件の説明を終わらせていただきます。

続きまして、3点、御報告いたします。

まず、四国における広域的行政体制についてでございます。

お手元に資料2としてお配りしてございますので、ごらんくださ

い。

昨年末に開催された国の第15回地域主権戦略会議におきまして、国出先機関の受け皿として、広域連合制度をベースに、現行の国出先機関の所管区域を前提としたブロック単位で移譲するとの方向性が出されたところです。

四国における国出先機関の受け入れについては、これまでも事務レベルでの検討を進めてまいりましたが、こうした国の方針に速やかに呼応するため、去る2月4日に臨時の四国知事会議を開催し、今後の方針について、4県知事出席のもと協議した結果、まずは四国経済産業局の丸ごと移管を求める、受け皿として四国で広域連合を設立する、平成26年度中の移管を目指すことについて、今後検討を進めることで合意したところです。

県行政を初め、四国全体の広域的行政のあり方に影響する大きな課題であり、市町村や県民の皆様にも直接関係する大切な話であることから、2月10日には、経済界を初め、県内各界各層の代表者をメンバーとするくしま飛躍“拳県一致”協議会を開催し、御意見を賜ったところであり、今後は、議会での御論議をもとに、各県とも十分に調整してまいります。

2点目は、「いけるよ！徳島・行動計画」(平成24年度版)の改善見直し案についてでございます。

資料3をごらんください。

この改善見直しにつきましては、「いけるよ！徳島・行動計画」の行動計画編に位置づけられた主要事業のうち、49項目について改善見直しを行います。

見直しに当たりましては、県議会からの御提案を初め、県政運営評価戦略会議や総合計画審議会の島の島・くしま創造部会での御議論等を踏まえ、防災・減災対策や経済雇用対策など、主要事業の追加や修正を行うこととしております。

また、現在、パブリックコメントを実施し、県民の皆様のご意見も聴取しているところでありますが、今後、県議会での御論議を反映した上で、3月末を目途に、平成24年度版計画として計画の改定を行ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、改善見直しの内容につきましては、5ページ以降に記載してございますので、よろしくお願いいたします。

3点目は、平成24年度新規事業の採択結果についてでございます。

資料4をごらんください。

県行政全般にわたる政策的な新規事業について、企画段階において、有効性や必要性などの観点から協議を行い、1ページ下の指標の定義にありますように、A、B、Cの3段階で事業採択を行いました。

その結果につきましては、1ページの1の平成24年度新規事業採択の概要のとおりです。

また、企画総務部及び総合県民局における新規事業採択の結果につきましては、2ページの2の平成24年度新規事業採択の概要(企画総務部・総合県民局関係)のとおりです。

これらの採択結果を踏まえ、平成24年度当初予算編成の中でさらに事業内容や仕組みの改善等を行い、平成24年度当初予算案に盛り込んでおります。

提出予定案件の御説明及び報告事項は以上でございます。よろしくお願いいたします。

中山副委員長

以上で説明等は終わりました。

これより質疑に入ります。

それでは、質疑をどうぞ。

古田委員

県はいろいろと県債残高の縮小に向けて取り組みをされているんですけども、この平成 23 年度末はどのくらいか。平成 24 年度末はどのくらいを見込んでおられるのか。臨時財政対策債を含めた全体として言うてるのでしょうか。お聞きをしたいと思います。

小笠原企画総務部次長

ただいま古田委員さんから、県債残高につきまして御質問をいただきました。

臨時財政対策債というのは、実質的な地方交付税でございます、後年度 100%交付税措置されるものでございますので、県債残高の縮小と申し上げる場合、まずは臨時財政対策債を除いた県の努力によって減らしていける県債残高ということで、平成 23 年度末につきましては、当初予算を反映いたしますが、今編成中の最終の2月補正予算は加味せずに、今の当初予算と本日御説明させていただいた2月補正予算につきまして加味した状態で、平成 23 年度末につきましては約 6,700 億円程度、平成 24 年度末につきましては約 6,400 億円程度ということで、6,700 億円から 6,400 億円になり、約 300 億円ほど減少する予定となっております。

古田委員

臨時財政対策債は 100%戻るとのことですが、それを含めた分というのはどうなりますでしょうか。

小笠原企画総務部次長

臨時財政対策債を含めました県債残高につきましては、平成 23 年度末で約 9,400 億円、平成 24 年度末で約 9,300 億円ということで、約 100 億円の減少となる見込みでございます。

古田委員

特別会計の分があると思うんですが、それを含めるとどうなりますでしょうか。

中山副委員長

小休します。(16 時 12 分)

中山副委員長

再開します。(16 時 13 分)

小笠原企画総務部次長

ただいま特別会計を含めての残高ということでございまして、特別会計を含めて普通会計全体ということで申し上げますと、平成 23 年度末の見込みが 9,500 億円程度になろうかと思われま。先ほどの数字より 100 億円ほど大きい数字。それから平成 24 年度末につきましては、9,400 億円程度ということで、やはり先ほどの 9,300 億円より 100 億円ほど多くなる見込みとなっております。

古田委員

県債残高の縮小に向けて、それぞれの無駄な部分を省いて、だけ必要な部分というのはふやしていただいて、そのところはよろしくお願ひしたいと思います。

最後に国の出先機関の丸ごと移管ということが出されたということで、四国広域連合をつくるということを 4 県知事が打ち出されたわけ。今回は経済産業省の四国経済産業局を移管してくださいということをお求めしていくということなんですけれども、すべて国の出先機関を廃止することになりましたら、どういったものが四国広域連合で受けるようなことになるのか。それによってメリット、デメリットがあると思うんですけれども、どのように考えられているのか。すぐには答えが出ないかも知れませんが、農政局とか環境事務所の場合だったら中国、四国で一緒になると思うんですが、これも四国広域連合に関係することですので、そういうものも全部含めてぜひ論議ができるように出していただきたいと思うんです。今回の場合は四国経済産業局ということで、そこで働く人が何名で、どのくらいの予算でとかそういったものも含めてぜひ出していただきたいと思うんです。その点はいかがでしょうか。またメリット、デメリットについて、今のところ考えられることがありましたらお答えをいただきたいと思ひます。

桑村政策企画総局主任政策調査幹

現在、国の出先機関改革につきましては、関西広域連合を中心に、国に対し 3 つの機関の丸ごと移管をお求めているところでござい。現在、国におきましては 8 省、15 系統の機関につきまして、原則、地方に移管するという方針が出されてお。現在、四国のほうで求めています経産局を初め、農政局、地方環境事務所、運輸局等々がその形態に入っているところでござい。

古田委員

今後の取り組み課題となるわけなんですけれども、知事が余り私たちに、四国広域連合ということをお今まで話されてなかったことを急に打ち出したように思うんですけれども、移管の話はいろいろ出てお。関西広域連合にも入るし、四国広域連合にも入ると。今回の予算でも、関西広域連合への拠出金は去年の倍にもなっておりますし、そんないろんなところができたら、たくさんのお金も要るんでないかなということも心配されます。そういったことも含めて、今後、議論していきたいと思ひますので、またよろしくお願ひいたします。

長尾委員

説明がありました県有財産の有効活用ということで 1 点だけお聞きをいたします。

以前、本会議で教育委員会の関係で、中央高校の組織の再編成で工業科というのがお隣の科学技術高

校へ行くという中で、工業科の部屋の利用とか、食堂の利用だとか、それから工業科の施設、機械設備とい  
いますかそういうものの有効活用ということを県教委として検討すべきだということを申し上げました。

それで、実は先日、中央高校へ行ってまいりまして、工業科の各教室を回っていきますと旋盤の機械であ  
るとか、プレス機の機械であるとか、さまざまな機械設備があります。そういう中、例えば、貞光工業で使えるも  
のとか、お隣の科学技術高校で使えるものとかがあって、相互協力して再利用といったことを検討はされて  
いる。大きなもので使いようがないというようなものが、かなり見受けられまして、広義な意味で言えばこれ  
は県有財産ということに、直接的には県教委ではありますけれども、大きな意味で企画総務部のほうで被災  
地への支援といったものも考えるという意味で申し上げているんですが、そういう中で、その設備も決して古  
くはない、新しい大きな機械設備があるわけです。これをどうするのかといったことについて、現場の教員に  
聞いても、これは本当にどうするのかと。下手すると、単純な処理で終わってしまうのかなという気もいたし  
ます。

そんな中で、3.11の東日本大震災が発生し、まもなく1年になるわけではありますが、カウンターパートとして  
は直接的には宮城県なんですけれども、宮城県の例えば公立学校、工業高校等でそういったものが使える  
ところがあれば一番ベストだと思うんです。それでなくても、いろんな町工場というのはいっぱい被災に遭っ  
てると思うので、そこで使っていただけるものか。ただし、実際には基礎とかしっかりしているので、それを壊  
す費用も要し、また運搬費用も要しと色々な問題があると思うんですけれども、そういう中で、そういう  
ことが考えられないのかどうか。直接的には工業高校、だめだったら民間の町工場、鉄工所とかそういった  
ところとか、そういった面での支援というのはできないのか。最悪、そういう要望とかなくても、少なくともあれ  
をスクラップにするよりは、こういう厳しい時期でありますので、県内のそういうところ、ないしは新しい起業家  
とか、さまざまなことが考えられると思うんですが、それを単なる県教委だけの視点で処理を考えるのはいか  
がなものかと。やはり、より大きな視点で県有財産の有効活用といったことを考えるべきではないかと思うわ  
けでありまして、この点についてぜひ一度、県教委とも御相談いただいて、県教委でそれが完結するんであ  
れば問題ないんですけれども、県教委の手に余るというようなことであれば、やはり県全体としての検討をす  
べきではないかと思うんですけれども、これに対する御見解をお聞きしたいと思います。

#### 黒田管財課長

教育委員会の財産につきましては、教育委員会のほうにおきまして教育財産取扱規則というのがございま  
して、そちらのほうで管理をしております。ただ、土地につきましては、こちらのほうの公有財産取扱規則  
がございまして、そういった土地については処理をする、あるいは取得をする、また貸し付け、借り受け、そうい  
ったことをする場合については教育委員会から御協議をいただき、取得、処分のための会議として、こちら  
のほうで公有財産活用推進会議や幹事会といったものを設けておりまして、これは各部局、教育委員会だ  
けではなくほかの部局も入って、未利用財産の活用、あるいは処分等について協議をしております。

ただ、委員からお話のございました、そういった物品については、基本的には教育委員会のほうで処分を  
していただくということになるかと思っておりますけれども、委員からお話のございましたので、そういった点につ  
いて、内容等について教育委員会のほうにお話を聞いてみたいと思っております。

#### 長尾委員

ぜひ、これは県民の目から見ても、過去にもよく聞いたわけですが、例えば中央病院が変わるけれども、古い物は全部スクラップするような感じで出す。まだ十分使えるものまで、県民の目から見たらもったいないと言われている。安易に税金で買って、自分の懐を痛めたものではないから、そんなことができるんだというような声がある。特に今そういう目線があるわけで、そういう声が上がらないように、本当に今、国民、県民の目線というのは常にそういう税金の使い道とか、土地だけではない物品についても慎重に対応して、それは県の姿勢が問われるわけでありますので、ぜひこれは今御答弁がありましたように、県教委にもよく聞いて、決してスクラップになって、どこかわけのわからんところに行っちゃったということのないように取り組んでいただきたいということを重ねて要望して終わります。

#### 藤田委員

まず私の記憶間違いだったらお許しいただきたいんですが、部局の再編をやるというお話が出てましたよね。その話がどんなになつとるのか、まだ発表段階でないかとか、お知らせいただきたいのが1点。

それと関西広域連合と四国広域連合について、議会も当然それに呼応していろんな考え方でやっていくんですが、基本的に関西広域連合と四国広域連合の違い、スタンス、これについて担当部局としてはどう考えておられるのか、詳しい話はまた後で聞きます。簡単に基本線だけで結構ですので、この2点だけお答えいただきたいと思います。

#### 岸本行政経営課長

ただいま藤田委員さんのほうから部局の再編についての御質問をいただきました。

さきの11月議会におきまして御審議いただき御可決いただきましたように、新たな部といたしまして政策創造部といったものを新規に設置いたします。その政策創造部におきまして、関西広域連合や全国知事会など、今後ますます加速いたします地方の時代に向け、スピード感を持って市町村との総力体制を構築し、市町村の意見を十分酌み取り、時代潮流を先取りした新たな政策を創造する部として、真の地方分権時代をリードする新たな部として再編させていただきます。政策創造部におきましては、県民環境部の地域振興総局並びに企画総務部の政策企画総局とを兼ね備えたような機能を持ちました政策創造部となっていきます。

一方、残りました企画総務部におきましては、新たに経営戦略部といった形で再編をさせていただきます。県の貴重な、いわゆる人、物、金、情報といった行財政資源を、経営感覚を持って、これまで以上に効率的かつ積極的に活用していくような部として再編をさせていただくこととなります。

#### 桑村政策企画総局主任政策調査幹

四国広域連合と関西広域連合の違い、それからスタンスについてお答えさせていただきます。

まず、四国広域連合につきましては、四国を所管する国の出先機関の移管を受けることを目的に設立しようとするものでございます。

一方、関西広域連合につきましては、広域7分野に加えまして、同じく国の出先機関の移管につきまして、

現在、近畿ブロックを所管区域とする3機関をその対象に鋭意作業を進めているところであります。

先ほど、部長のほうからも説明ございましたけれども、昨年末に国のほうから出されました方針によりまして、四国の徳島県はその対象機関には含まれていないことが明確になり、そういったことから国の出先機関については、近畿と四国でエリアが全く違うという点で、その点については重複するものではないと、このように考えております。関西広域連合の事務と四国広域連合の事務で分野が重なる場合の調整等につきましても、これまでも県域を越えるような広域連携につきましても、その施策テーマごとに最適な組み合わせを選択し実施してきたところであり、今後、四国広域連合の設立に際しましても、そういった二重行政とならないよう十分注意しながら検討を進めてまいりたいと考えております。

藤田委員

部局再編のほうは改めて、今議会中の最終ぐらいにはきれいな枠どりを出していただけるんだろうと思うんです。来年新しい予算を執行する機関ですから、部長さんもかわられるし、岸本課長さんがおっしゃるような形のものについて組織図を出していただきたいのと、こういう考えでおります。

それから関西広域連合と四国広域連合のほうなんですけれども、非常に一般の人にはわかりづらい。それで、多分、行政的には両方にスタンスを置いて、当然議論しながらいろんなことを進めていかなきゃならん。ただ、多分、これは時間がかかるので、また御質問させていただきますが、徳島県としての骨組みだけはきっちり置いておきませんか、国の出先機関を移管して、それを広域で扱えという上からの命令的な話と徳島県の県益を考えて入っていく話と、これは全然立場が違うと思うんです。ところが力関係とかいろんな財政の関係で避けて通れない問題もある。非常に複雑な問題を含んでますので、また付託委員会で、この件に関していろいろと御指導いただいて、県民の理解も得なきゃならんもんですから、十分取りまとめていただきたい。そして、きちっと出せるところは御答弁いただきたいと思っておりますので、きょうは御答弁は要りません。また、改めて御質問させていただきますので、ぜひ、わかりやすい資料等がありましたら、それをいただきたいということをお願いして終わります。

中山副委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、企画総務部・監察局関係の調査を終わります。

これをもって、総務委員会を閉会いたします。(16時32分)